



流山市監査委員告示第9号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和5年3月31日

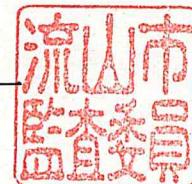
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



第4号様式

流高第697号
令和5年3月16日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年6月2日付け、流監第36号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年6月2日・流監第36号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項

健康福祉部高齢者支援課 意見 指定管理料について、平成30年度から令和5年度までの債務負担行為を設定しているが限度額の算出に誤りがあった。現状では令和5年度に限度額の超過が見込まれるため、当該年度において適正に予算措置を行われた
い。

現在設定されている債務負担行為の限度額を超過する金額分について、「高齢者福祉センター森の倶楽部及び高齢者趣味の家指定管理者事業（その2）」として新たに債務負担行為を設定しました。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。